

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案
 規制の名称：特定屋外貯蔵タンクの保安検査に活用可能な試験の追加
 規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
 担当部署：総務省消防庁予防課危険物保安室
 評価実施時期：令和7年8月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
 また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- ・ 特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、現行の試験よりも事業者の負担が軽い試験を実施可能とする緩和措置であり、また、いずれの試験を実施するかは事業者が選択できることから、負担の合計は年間 10 億円未満と推計される。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・ 特定屋外貯蔵タンク（注）の底部溶接部に係る保安検査について、一定の条件下で渦電流探傷試験（電磁誘導現象によって試験体に発生した渦電流が傷等によって乱れる変化を検出して探傷する試験）を活用可能とするもの。

（注）貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 現行の保安検査では、試験方法として磁粉探傷試験（磁化した試験体に磁粉探傷剤を散布し、傷等によって生じた漏洩磁束の影響で形成される磁粉模様を観察して探傷する試験）及び浸透探傷試験（試験体の表面に浸透液を塗布し、余剰の浸透液を除去した後に現像剤を吹き付けることにより、現像剤が傷等の内部から吸い出した浸透液が形成する指示模様を観察して探傷する試験）が認められているものの、検査のたびにタンク内部の腐食防止等を目的としたコーティングを剥離、再塗装する必要があり、事業者の負担となっていることから、コーティング上から探傷可能な試験方法の活用が望まれている。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・ 渦電流探傷試験を活用することでタンクのコーティング上から探傷が可能となることから、「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の報告書（令和7年3月26日）を踏まえ、特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、一定の条件下で渦電流探傷試験を活用可能とする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ タンクのコーティングの剥離、再塗装が不要な試験を導入することで事業者の負担が軽減される。10万キロリットル級のタンクの場合、一基当たりで工期については約1～2か月、費用については約15～30百万円の削減が見込まれる（石油連盟から聴取）。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・ 事業者の負担軽減を目的として、検査に一定の条件下で活用可能な試験を追加するものであり、現行と同等の検査が行えることを確認していることから、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

- ・ 特定屋外貯蔵タンクで発生した事故については、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 調査検討会において、一定の条件下であれば渦電流探傷試験が現行の検査と同程度の検査水準を確保できることについて、オブザーバーである関係業界団体から特段異論はなかった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会（令和6年7月1日、令和6年11月18日、令和7年2月17日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-162.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。